

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 一般県道池上インター線池上インター橋（区間③-1）橋梁鋼  
上部工工事
- 2 請 負 金 額 1, 3 8 2, 7 0 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 佐賀市鍋島3丁目3-20  
株式会社 名村造船所 佐賀営業所  
所長 杉原 秀幸

（提出理由）

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。